

農林水産部試験研究機関における研究活動の不正行為への対応指針取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、農林水産部試験研究機関における研究活動の不正行為への対応指針（以下「指針」という。）の施行について必要な事項を定める。

(受付機関において周知する事項)

第2条 指針第3条の規定により受付機関が機関内外に周知する事項は次の各号に定めるところとする。

(1) 受付窓口

担当部署名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス。

(2) 不正行為についての通報の方法及び内容

通報は、原則として書面、ファクシミリ、電子メール及び面談により、次の4点を明らかにして行う。

- ① 通報者の氏名及び連絡先
- ② 不正行為を行ったとされる研究者・グループ名
- ③ 不正行為の態様、時期等並びに事案の内容
- ④ 不正とする科学的合理的理由

(3) その他

調査に当たっては通報者に協力を求める場合があること。調査の結果、通報等が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、氏名等の公表を行う場合があること。

(通報の回付)

第3条 不正行為に関する通報等が受付機関以外の機関になされた場合は、当該機関は、農林水産政策室に当該通報等を回付する。

(通報及び事案の取扱い)

第4条 受付機関は、指針第4条第1項の規定による通報を受け付けた場合、又は同条第3項の規定により通報に準じた取扱いをすることとした場合、通報等の内容や通報等を行った者の秘密を守るために適切な方法を講じなければならない。

2 農林水産部長は、当該事案の通報者、被通報者、通報及び調査の内容等について、調査結果の公表まで調査関係者以外に漏洩することのないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(調査委員会)

第5条 農林水産部長は、指針第5条の規定による調査委員会の設置に当たっては、調査の公平性、当該研究分野の専門性に配慮するとともに、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者を指名する。

2 農林水産部長は、指針第6条の規定による予備調査のための調査委員会の設置に当たっては、原則として農林水産総務課、農林水産政策室、当該試験研究機関を所管する課及び当該試験研究機関の職員の中から、必要に応じて委員を指名する。

3 農林水産部長は、指針第10条の規定による本調査のための調査委員会の設置に当たっては、前項に規定する職員のほか、当該研究分野の研究者であって、当該試験研究機関に属さない者を委員に含める。また、必要に応じ県職員以外の者を委員に含めることができる。

4 調査委員会の運営、調査の方法等については、調査委員会において定める。

(予備調査)

第6条 指針第6条の規定による予備調査は、通報された行為が行われた可能性、不正とする科学的合理的理由の論理性、当該研究活動の公表から通報までの期間が事後の検証を可能とする原データ、実験・観察ノート及び実験試料・試薬などの合理的な保存期間を超えていないかなど、通報等の内容の合理性、調査可能性等について行う。

2 調査委員会は、予備調査の開始後、原則として概ね30日以内に調査結果を取りまとめ、農林水産部長に報告する。

(本調査を実施しない旨の決定に対する異議の申立て)

第7条 指針第8条第1項に規定する別に定める期間とは、指針第7条第2項の規定による通知の日から14日以内とする。

2 指針第8条第1項の規定による申立てに当たっては、通報者は、指針第7条第2項の規定により通知された内容を覆すに足る資料を提出しなければならない。

(本調査)

第8条 農林水産部長は、指針第7条第1項の規定により本調査を行う決定をした場合には、決定後、概ね30日以内に調査委員会を設置して調査を開始させる。

2 農林水産部長は、本調査に当たって、通報等に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

3 調査委員会は、被通報者に対し再実験などにより再現性を示すことを要請した場合、あるいは被通報者の自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会を保障しなければならない。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

4 調査の対象には、通報等に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。

5 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

6 調査委員会は、指針第10条第1項第2号に規定する事項の確認に当たっては被通報者等の、同第3号に規定する事項の確認にあたっては通報者の弁明の聴取を行うものとする。

7 調査委員会は本調査の開始後、原則として概ね90日以内に調査結果を取りまとめ、農林水産部長に報告する。

(調査結果に対する異議の申立て)

第9条 指針第12条第1項及び第3項に規定する別に定める期間とは、指針第11条第1項の規定による通知の日から14日以内とする。

2 指針第12条第1項及び同条第3項の規定による申立てに当たっては、通報者及び被通報者は、指針第11条の規定により通知された内容を覆すに足る資料を提出しなければならない。

3 農林水産部長は、申立ての審査に当たって、あらかじめ審査期間を定め、関係者に通知した上で実施するものとする。

(証拠保全措置の解除)

第10条 農林水産部長は、不正行為は行われなかつたとの確認を行つた場合、第8条第2項の規定による証拠保全の措置について、速やかにこれを解除する。

(受付機関及び当該試験研究機関が被通報者等の現所属と異なる場合の取扱い)

第11条 指針第4条第4項において、同条第1項に規定する通報を受け付け、又は同条第2項若しくは第3項の規定により通報に準じた取扱いをした受付機関が、被通報者の現所属と異なる場合、受付機関の長は、被通報者の現所属の所属長にも併せて通知する。

2 指針第7条第1項において、当該試験研究機関が、被通報者の現所属と異なる場合、農林水産部長は被通報者の現所属の所属長にも併せて通知する。

3 指針第13条第1項において、当該試験研究機関が、被確認者又は被通報者の現所属と異なる場合、農林水産部長は被確認者又は被通報者の現所属の所属長にも併せて通知する。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。